

東京電力株式会社

取締役社長 西澤 俊夫 様

福島県白河地方・会津地方住民の「自主
的避難等に係る損害」等の確実な賠償に
関する要求書

平成24年1月25日

福島県白河地方・会津地方原子力損害賠償対策本部
福島県原子力損害対策協議会

福島県白河地方・会津地方原子力損害賠償対策本部

【構成員（市町村26団体、市町村議会26団体）】

本部長	白河市長	鈴木和夫
副本部長	会津若松市長	室井照平
副本部長	西郷村長	佐藤正博
本部長	喜多方市長	山田信也
本部長	下郷町長	湯田雄二
本部長	檜枝岐村長	星光祥
本部長	只見町長	目黒吉久
本部長	南会津町長	大小宅宗一
本部長	北塩原村長	小椋敏勝
本部長	西会津町長	伊藤藤市
本部長	磐梯町長	五十嵐源公
本部長	猪苗代町長	前内俊雄
本部長	会津坂下町長	竹大井一司
本部長	湯川村長	大塚関隆夫
本部長	柳津町長	井関庄英
本部長	三島町長	二瓶川律夫
本部長	金山村長	長谷場孝敏
本部長	昭和三里町長	馬渡保木大
本部長	会津美里村長	久保幸一
本部長	泉崎村長	中島村一郎
本部長	矢吹町長	矢野藤治
本部長	棚倉町長	藤田古允
本部長	矢祭町長	古池文
本部長	塙町長	菊大勝
本部長	鮫川村長	大樂基弘

本	部	員	会	津	若	松	市	議	会	議	長	目	黒	章	三	郎
本	部	員	白	河	市	議	会	議	長	高	橋	光	三	雄	大	
本	部	員	喜	多	方	市	議	会	議	佐	藤	昭	征	二	拓	
本	部	員	下	郷	町	議	会	議	長	星		政	一	真	廣	
本	部	員	檜	枝	岐	村	議	会	議	星		哲	廣	保	喜	
本	部	員	只	見	町	議	会	議	長	五	十	嵐	一	隆	浩	
本	部	員	南	会	津	町	議	会	議	芳	賀	沼	盛	一	始	
本	部	員	北	塩	原	村	議	会	議	小	棕	道	一	治	薰	
本	部	員	西	会	津	町	議	会	議	武	藤	武	一	燿	則	
本	部	員	磐	梯	町	議	会	議	長	穴	澤	庄	彦	男	郎	
本	部	員	猪	苗	代	町	議	会	議	鈴	木	豊	則	彦	郎	
本	部	員	会	津	坂	下	町	議	会	成	田	為	則	彦	郎	
本	部	員	湯	川	村	議	会	議	長	三	澤	伊	則	彦	郎	
本	部	員	柳	津	町	議	会	議	長	田	崎	盛	則	彦	郎	
本	部	員	三	島	町	議	会	議	長	角	田	藤	則	彦	郎	
本	部	員	金	山	町	議	会	議	長	長	川	誠	則	彦	郎	
本	部	員	昭	和	村	議	会	議	長	角	田	宏	則	彦	郎	
本	部	員	会	津	美	里	町	議	会	荒	井	正	則	彦	郎	
本	部	員	西	郷	村	議	会	議	長	鈴	木	谷	則	彦	郎	
本	部	員	泉	崎	村	議	会	議	長	中	野	良	則	彦	郎	
本	部	員	中	島	村	議	会	議	長	水	野	盛	則	彦	郎	
本	部	員	矢	吹	町	議	会	議	長	柏	村	道	則	彦	郎	
本	部	員	棚	倉	町	議	会	議	長	和	知	三	則	彦	郎	
本	部	員	矢	祭	町	議	会	議	長	富	永	道	則	彦	郎	
本	部	員	埜	町	議	会	議	長	鈴	前	木	三	則	彦	郎	
本	部	員	鮫	川	村	議	会	議	長	前	田	三	則	彦	郎	

福島県白河地方・会津地方住民の「自主的避難等に係る損害」等の確実な賠償に関する要求

平成23年12月6日に原子力損害賠償紛争審査会において、「中間指針追補」が取りまとめられ、「自主的避難等に係る損害」の範囲が示されたが、原子力損害は、県内全域、全住民が被害を被っているにもかかわらず、県南、会津、南会津地域の市町村が賠償の対象になっていない。これは、3地域の被害の実態を全く反映しておらず、到底納得できるものではない。

県南、会津、南会津地域の市町村においても、空間線量が毎時 $1\mu\text{Sv}$ を超える地区が相当程度あり、子どもたちが放射線の影響を受けないように、子どもを中心に県外に自主的に避難し、家族が別々に生活している世帯も多数存在している。また、放射線被ばくの恐怖や不安が消えることがなく、子どもを公園等で遊ばせることやスポーツなど通常なら何の心配もなく野外でできていた活動が、線量の高低にかかわらず、すべてにおいて制限させられている。さらに、3地域は、福島県を代表する美しい山々や清らかな河川を有しており、山菜、きのこ、野菜、川魚などがふんだんにあるにもかかわらず、放射性物質への懸念によりそれらが食べられない状況となっている。

これらは、県南、会津、南会津地域で生じている「自主的避難等に係る損害」の実例の一端にすぎない。原子力発電所事故の発生以来、「福島」というだけで敬遠の的となり、萎縮した中での生活を余儀なくされた上、3地域の歴史ある地場産業等に対する風評被害が今もなお、あらゆる分野で多大な損害が現実を生じており、全ての住民が将来にわたる大きな心の傷を負ったことは紛れもない事実である。

東京電力は、こうした状況をしっかりと受け止め、県南、会津、南会津地域の住民それぞれが被った損害について、原子力災害の原因者として誠実かつ柔軟、迅速に対応すべきである。

よって、県南、会津、南会津の3地域45万人の住民の総意として、下記についての早急な対応を強く要求する。

記

- 1 「指針」は賠償範囲の最小限の基準であるとの認識の下で、「中間指針追補」の対象にならなかった県南、会津、南会津地域の市町村住民の「自主的避難等に係る損害」を確実に賠償すること。
- 2 3地域それぞれの被害の実態を踏まえ、「中間指針追補」における対象期間や損害額等を超えて、東京電力自らによる柔軟な対応により、被害の実態に見合った十分な賠償を行うこと。
- 3 「中間指針追補」に明示されていない被害者の個別具体的な事情についても、原子力発電所事故に起因して生じた損害であることを十分に踏まえ、誠意を持って柔軟に対応すること。